

令和6年3月1日

柔道場利用緩和のお知らせ

富士見市立市民総合体育館
指定管理者：富士見 FT パートナーズ

平素より富士見市立市民総合体育館をご利用いただきありがとうございます。

令和3年5月1日から武道関係以外の利用を休止しておりました柔道場について下記の日時から一部利用を緩和いたします。緩和に際し、以下の予約ルール、注意事項に基づいてご利用の程よろしく願いたします。

【武道以外の利用再開日】

令和6年4月1日～

【予約開始日】

令和6年3月4日～ 4月の予約を電話または窓口にて受付いたします。

【予約時の注意事項】

- ・ 武道以外の利用（ヨガ・ダンスなど） 前月の4日から翌月の予約を受付します。
- ・ 予約は電話または窓口で受け付けます。（予約システムを利用した予約はできません。）
- ・ 武道以外での個人利用はできません。団体利用のみ利用可能となります。

【利用時の注意・留意事項】

- ・ 柔道場は武道をおこなう方にとって「重要な場所」である事を理解し、配慮してご利用ください。
- ・ 畳を傷つけない様に十分注意をしてご利用ください。
- ・ 利用するときは、ベルトや金属類、材質的に硬質で畳を傷つける物は体から外してご利用ください。（使用後は装飾品等の落下がないか確認をお願いします。素足で装飾品を踏むと怪我につながる場合があります。）
- ・ 道具等の利用については、畳を傷つける恐れがあるものの利用はご遠慮ください。
例：ヘルメット・シューズ等
- ・ ご利用後は原状復帰にご協力ください。利用後、畳の状態を確認いただき、畳のズレや、畳に損傷を発生させた場合にはただちに窓口へ報告をしてください。
- ・ 体育館管理者が、管理上支障があると認める時は利用を中止していただく場合がございます。また、その場合でも利用料金の返金はいたしません。あらかじめご了承ください。
※利用再開に際し、おこなう内容によっては、ご利用を控えていただく場合もございます。
あらかじめご了承ください。